

検体検査実施料算定留意事項改正のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発1030第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、検体検査実施料の算定留意事項が改正され、平成27年11月1日より下記項目の保険適用の対象となる検査方法が追加されることになりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

■検査方法が追加された項目

「保医発1030第2号」適用日 平成27年11月1日					
点数 区分	検査項目	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D014	自己抗体検査				
23	IgG2	免疫比濁法(TIA法)	243	免疫 144	*

【注】下線部が追加変更されました。

- * : 7 IgG2を初免疫法により測定した場合は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG4、TIA法により算定した場合は、「23」抗カゾリピン抗体、抗TSHレプター抗体（TRAb）の所定点数に準じて算定する。
- 1 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

IgG2は検査方法によって検体検査実施料が異なります（初免疫法 388点、TIA法 243点）ので、ご留意下さい。

弊社で現在受託しております検査方法は初免疫法です。TIA法は受託できません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。